

パブリックコメント手続きにおいて出された意見・質問に対する回答に基づく鳥栖市高齢者福祉計画（素案）の修正（案）

修正前	修正後																																								
<p>意見の要旨：サポーターの活躍の場についての記載があればよいと思う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">～ 保健・介護予防 ～</p> <p style="text-align: center;">基本目標 1 地域参加と健康づくりの推進</p> </div> <p>1. 介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>(1) 一般介護予防事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">⑧ 介護予防サポーター養成事業 [追加]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>事業内容</p> <p>介護予防に関する一定の知識と経験を有する介護予防サポーターを養成することで、介護予防サポーター自身の心身機能の維持向上を目指すとともに、介護予防の担い手の養成を行います。平成 29 年 4 月から、養成を開始しています。</p> </div> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>介護人材不足の解消のため、介護予防の基礎的な知識習得のための講座と実習を組み合わせたカリキュラムにより養成を行います。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">実績</th> <th colspan="3">指標</th> </tr> <tr> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度 (見込み)</th> <th>H30 年度</th> <th>H31 年度</th> <th>H32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防サポーター 養成人数（人）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実績			指標			H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度	介護予防サポーター 養成人数（人）	—	—	30	60	90	120	<p>介護予防サポーター養成事業において、介護予防サポーターの活動内容を例示。</p> <p>（計画最終案 P 4 0）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">～ 保健・介護予防 ～</p> <p style="text-align: center;">基本目標 1 地域参加と健康づくりの推進</p> </div> <p>1. 介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>(1) 一般介護予防事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">⑧ 介護予防サポーター養成事業 [追加]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>事業内容</p> <p>介護予防に関する一定の知識と経験を有する介護予防サポーターを養成することで、介護予防サポーター自身の心身機能の維持向上を目指すとともに、介護予防の担い手の養成を行います。平成 29 年 4 月から、養成を開始しています。</p> </div> <p>〈施策の方向性〉</p> <p>介護人材不足の解消のため、介護予防の基礎的な知識習得のための講座と実習を組み合わせたカリキュラムにより養成を行います。</p> <p>介護予防サポーターは、次のような活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体の通いの場におけるサポート（通所B型サービスを含む）。 ・ 市が主催する介護予防事業におけるサポート役 等 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">実績</th> <th colspan="3">指標</th> </tr> <tr> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度 (見込み)</th> <th>H30 年度</th> <th>H31 年度</th> <th>H32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防サポーター 養成人数（人）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実績			指標			H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度	介護予防サポーター 養成人数（人）	—	—	30	60	90	120
項目		実績			指標																																				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度																																			
介護予防サポーター 養成人数（人）	—	—	30	60	90	120																																			
項目	実績			指標																																					
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度																																			
介護予防サポーター 養成人数（人）	—	—	30	60	90	120																																			

修正前

意見の要旨：利用者数が月での実績指標なのか分かりづらい。

基本
目標 2

～ 福祉・生活支援・住まいと住まい方 ～

住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

2. 在宅福祉サービス事業

⑩ 福祉有償運送

[追加]

事業内容

福祉有償運送とは、要支援・要介護認定者や身体障害者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、自家用自動車を使用して行う移送サービスです。

鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町の1市3町で運営協議会を設置し、適切なサービスの確保に努めています。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
登録事業者数	3	3	3	3	3	3
利用者数(人)	54	43	50	55	60	65

修正後

「登録事業者数」を「登録事業者数(鳥栖市内)」に、「利用者数(人)」を「登録者数(人)」に修正

「＜施策の方向性＞運営主体であるNPO法人及び社会福祉法人等による活動を広報等で支援します。」を追加

(計画最終案 P58)

基本
目標 2

～ 福祉・生活支援・住まいと住まい方 ～

住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

2. 在宅福祉サービス事業

⑩ 福祉有償運送

[追加]

事業内容

福祉有償運送とは、要支援・要介護認定者や身体障害者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、自家用自動車を使用して行う移送サービスです。

鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町の1市3町で運営協議会を設置し、適切なサービスの確保に努めています。

〔施策の方向性〕

運営主体であるNPO法人及び社会福祉法人等による活動を広報等で支援します。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
登録事業者数(鳥栖市内)	3	3	3	3	3	3
登録者数(人)	54	43	50	55	60	65

修正前	修正後
<p>意見の要旨：サービスの全体調整は地域包括支援センターだけが担っていると思われぬように、居宅介護支援事業所等も追記すべき。</p> <p>第5章 計画の推進体制</p> <p>1. 計画の推進体制及び各種関係機関との連携</p> <p>(2) 各種関係機関との連携</p> <p>①地域包括支援センター及びサービス提供事業者などとの連携</p> <p>介護保険や高齢者福祉に関するサービスの提供を行うサービス提供事業者との連携は、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の自立支援など、本計画の推進において欠かせないものです。また、一人ひとりの高齢者に対するこれらのサービスの全体調整は、地域包括支援センターが担っているため、同センターとの連携もまた重要です。</p> <p>このため、地域包括支援センター及びサービス提供事業者間の連携や地域ケア会議をさらに充実させます。</p>	<p>地域包括支援センターの役割は、個人のサービスを直接調整するのではなく、高齢者支援全体の調整を行う役割のため、主旨がより伝わりやすいよう文言を修正。</p> <p>(計画最終案 P 73)</p> <p>第5章 計画の推進体制</p> <p>1. 計画の推進体制及び各種関係機関との連携</p> <p>(2) 各種関係機関との連携</p> <p>①地域包括支援センター及びサービス提供事業者などとの連携</p> <p>介護保険や高齢者福祉に関するサービスの提供を行うサービス提供事業者との連携は、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の自立支援など、本計画の推進において欠かせないものです。また、高齢者支援の全体調整は、地域包括支援センターが担っているため、同センターとの連携もまた重要です。</p> <p>このため、地域包括支援センター及びサービス提供事業者間の連携や地域ケア会議をさらに充実させます。</p>